

広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十二号

##### 広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第6条関係)

入 校 願 書			
(略)			
(略)			
現住所 又は連絡先	〒	電話( ) — 携帯( ) — E-Mail	
履歴	(略)	(略)	
保護者	氏名	印	続柄
	住所	〒	電話・携帯( ) —
(略)			
入寮希望	有 無		
公共職業安定所記入欄			
公共職業訓練の受講について協議します。			
年 月 日			
公共職業安定所長 印			
受講者 番号		入校時の 斡旋予定	受講指示(雇用保険・その他( )) 支援指示・受講推薦・その他( ))

注 1-3 (略)

改正前

別記様式第1号 (第6条関係)

入 校 願 書			
(略)			
(略)			
現住所 又は連絡先	〒	電話( ) — F A X( ) —	
履歴	(略)	(略)	
保護者	氏名	印	続柄
	住所	〒	電話( ) —
(略)			
入寮希望	有 無		
※公共職業安定所 記入欄		公共職業訓練の受講について協議します。 年 月 日 公共職業安定所長 印	

注 1-3 (略)

4 保護者欄については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

5 (略)

6 提出書類は返却しない。

7・8 (略)

4 (略)

5 保護者欄については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

6・7 (略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。